

野外焼却はやめましょう

周囲の生活環境に配慮しましょう。

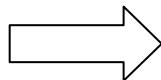
近年、ごみの野焼きに関する苦情(相談)が増えています。ごみを燃やすと火災発生の原因となるばかりでなく、煙や臭いにより気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

例外的に焼却が認められているもの

とんど焼き、たき火、キャンプファイヤー等、風俗慣習上または宗教上行われる廃棄物の焼却や日常生活を営む上で通常行われている廃棄物の焼却で軽微なものについては、野外焼却の対象外となります。ただし、軽微な焼却とは、たき火程度のものを指し、ドラム缶により焼却する行為は認めておりません。また、廃棄物の焼却によって周辺住民から煙害による苦情が生じる場合は、軽微な焼却とは一般的に認められません。

ビニール・プラスチック類、ゴム、廃油等は絶対焼却しないでください。

軽微な焼却についても



- 天候や、風向きなどに気をつける
- 少量ずつ燃やすなど周囲に気配りをお願いします

簡易焼却炉は使用出来なくなりました。

全ての焼却炉において構造基準が適用されており、基準に適合しない焼却炉は使用できません。家庭用の焼却炉も対象になります。



Q1 農業を営むうえで出てくる稲わら、もみがら、草などを焼却することができますか？

A1 稲わら、もみがら、草等の焼却は、農業を営む上でやむを得ないことにあたり焼却はできます。ただし、できるだけ堆肥等にするよう検討をお願いします。なお焼却する場合はよく乾燥させるなど周辺の住宅への配慮をしてください。

Q2 田畑のあぜ道や用水路の雑草を刈り取り、それを焼却することができますか？

A2 田畑のあぜ道、用水路やため池の雑草を刈り取った草を焼却する行為は、稲わら、もみがらの焼却と同様に焼却はできます。しかし、できるだけ他の方法での処理の検討をお願いします。なお、焼却する場合であっても周辺の住宅への配慮が必要です。

Q3 ボランティア活動として行う河川や道路の清掃後、集めた草等を焼却することはできますか？

A3 河川や道路の清掃後に行うごみの焼却は、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却とみなされ、焼却はできます。しかし、できるだけ他の方法での処理の検討をお願いします。なお、焼却する場合であっても周辺の住宅への配慮が必要です。